

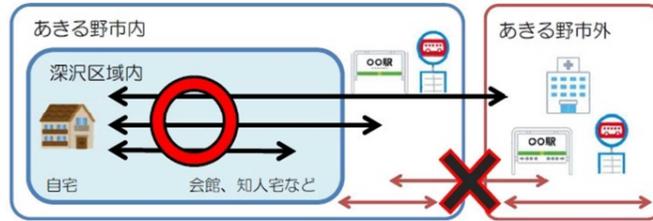
【参考資料】あきる野市内の公共交通充実に向けた検討状況について

あきる野市では、市内の公共交通充実に向け、令和3年度までに深沢区域においてタクシー利用補助、草花折立区域において小型車両（ワンボックス車等）による定時定路線型交通の実証実験を行ってきました。また、令和4年3月から、るのバスの増便増発、引田・代継・網代区域におけるデマンド型交通の実証実験を行っています。以下に、それぞれの概要をお示しします。

施策①：タクシー利用補助（深沢区域において令和元年8月1日～令和2年1月31日に実証実験実施済）

【施策概要】

- ・基準日（R1.7.1）時点で深沢区域在住65歳以上の市民を対象に、1人あたり額面500円のタクシー料金補助券を24枚配布。
- ・補助券は、出発地または到着地が深沢区域内である場合に利用可能。
- ・1回の支払いにつき、1人1枚使用可能（おつりはできません）。
- ・市が指定するタクシー事業者のタクシーのみでの利用に限る。



【結果】

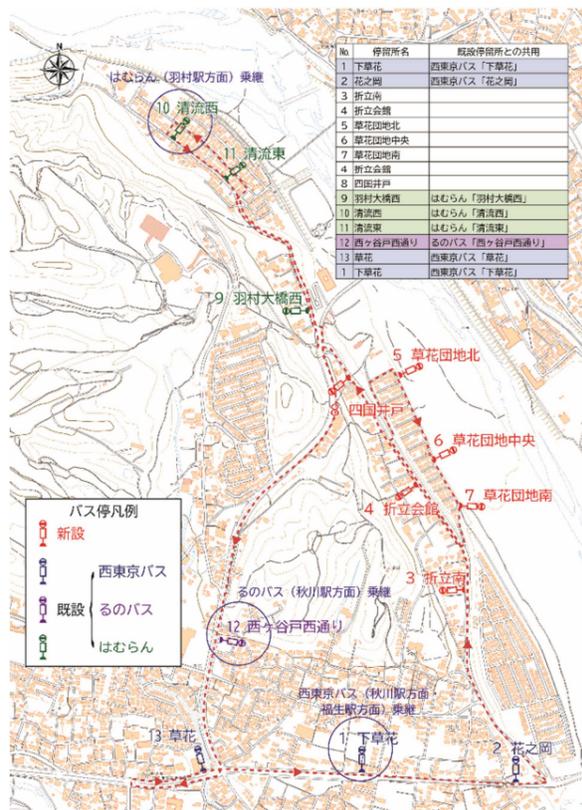
- ・補助対象者のうち約半数が1回以上補助券を使用。
- ・「使わなかった」理由で最多となったのは、「自家用車による外出の方が便利だから」。
- ・タクシー代補助を活用して他の公共交通へ乗り継いだ人は利用者の約3割。
- ・生活の変化としては、「帰宅が楽になった」「夜間に外出しやすくなった」「友人や知人との外出が増えた」といった意見が見られた。
- ・補助券を利用した人の半数以上が、当該施策は市内公共交通不便地域に対し「効果がある」と回答。

施策②：小型車両（ワンボックス車等）による定時定路線型交通の導入（草花折立区域において令和2年9月1日～令和3年8月31日まで実証運行実施済）

【施策概要】

- ・永田橋通り（都道165号伊奈福生線）の西東京バス「下草花」バス停を起点とし、草花団地を含む草花折立区域を反時計回りに一周する路線を、小型車両（ワンボックス車）により1周約30分の路線を日10便運行（平日のみ）。
- ・料金は、既存のコミュニティバス（るのバス）の運賃も考慮し、100円/人（未就学児は無料）と設定。
- ・運行開始後の利用状況を鑑み、R3.3.1から一部ダイヤ改正を実施（初便を繰り上げて0便を設置、最終便（10便）を廃止）

詳細は、<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000011553.html>



【結果】

- ・運行期間中の延べ利用者数は601人（日平均2.47人）。
- ・草花折立区域の住民を対象としたアンケート調査結果では、実証運行を知っていた人のうち約27%が1回以上利用し、週に1回以上利用したのは9%。
- ・利用しなかった理由としては、「自家用車やバイクの方が便利だから」「将来的には公共交通機関が必要になると思うが今は不要」といった意見が多数を占めたほか、新型コロナウイルスの影響による外出や公共交通の利用自粛によるものも5割弱見られた。

施策③：るのバスの増便増発（令和4年3月1日～令和5年2月28日までの1年間を予定）

【施策概要】

- ・るのバスを1台増車し、2台で運行する。
- ・運行、ルート及びダイヤについては以下のとおり。
運行：平日のみ（祝日及び年末年始を除く）
ルート：既存便と同じ
ダイヤ：参考-2に添付の時刻表のとおり
- ・増便は、秋川駅で乗り継ぎ、所要時間の短縮可能な便を設定（運転手の方に乗継券をもらうことで、乗継無料となる）。

施策④：デマンド型交通（チョイソコあきる野）

（令和4年3月14日～令和5年3月13日までの1年間を予定）

【施策概要】

- ・公共交通優先検討区域（引田・代継・網代区域）内に居住し、会員登録をした方を対象に実施（事業主体はS&D多摩ホールディングスグループ）。
- ・利用はコールセンターへの電話やパソコン、スマートフォンによる予約制とし、運行対象区域内と、市内公共施設/病院/スーパーマーケット等との間を運行（居住地域によって目的地となる公共施設の制限あり）。
- ・運行、予約時間、停留所等は以下のとおり。
運行：平日9:00～16:00
予約：平日8:30～15:30（乗車時間30分前まで）
使用車両：乗車定員9人（運転手除く）程度の普通車
停留所：参考-3に添付の「チョイソコあきる野停留所MAP」のとおり
- ・運賃は既存のコミュニティバス（るのバス）の運賃も考慮し、200円/人（未就学児は無料）

上記③及び④の実証実験については、市広報（R4.2.1号）、新聞折込（R4.2.15）、市HP等で事前周知済み



これらの施策に関する検討状況は、随時市ホームページで公表していきます。

また、重要な情報は、広報あきる野紙面でもお知らせします。



市ホームページから「公共交通」で検索してください。

○公共交通優先検討区域及びのバス・ワンボックス車両が通行可能な市内道路網

このバスで使用している小型バス車両や、ワンボックス車両を公共交通として運行できる道路は、車両制限令（昭和36年政令第265号）という法令に定められた幅員を満たす必要があります。この基準を満たす道路は現在下図のとおりとなっています。

